

令和5年3月24日

保護者様

豊田市立寿恵野小学校長
岸野亨

新学期からの学校におけるマスク着用について（お知らせ）

日ごろから皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、文部科学省より、新学期からのマスク着用について通知がありました。

新学期からは下記に「マスク着用が推奨される場面」と示した一部の場面を除き、児童生徒・教職員は基本的にマスク着用が不要となります。

今回の対応にあたっては、お子様・保護者様が引き続きマスクの着用を希望する場合や、マスクの着用を推奨する場合でも健康上の理由によりマスクを着用できない場合があることから、着脱を強いることのないようにします。また、着用の有無によって、差別・偏見等が生じないよう配慮してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症については、5月8日以降の感染症法上の位置づけ変更に伴い、学校での対応変更が予定されておりますので、詳細がわかりましたら、通知させていただきます。

学校での感染拡大を防止するためには、今後もご家庭の協力が重要となりますので、お子様の安心・安全な教育環境の確保にご理解とご協力を願いいたします。

記

1 マスク着用が推奨される場面

- * 混雑した電車・バスに乗車する時
- * 校外学習等において医療機関・高齢者施設等訪問する場合
- * 新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ等の感染者数が増加し流行傾向がみられた場合

2 引き続き、毎日、必ず登校前に健康観察（検温含む）を行って、「健康観察カード」に必要事項を記入し、体調不良がないことを確かめてから登校させてください。

3 児童本人および同居家族の方が、次のような場合、登校を控えてください。

- ①新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに感染した（「陽性」と診断された）場合。
- ②新型コロナウイルス感染症陽性者の「濃厚接触者」となった場合。
- ③新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがあるとして、保健所や医療機関より自宅待機や健康観察の要請を受けた場合。
- ④新型コロナウイルス感染症の検査を受けることになった場合。
- ⑤発熱・頭痛・咳・倦怠感・味覚異常等、新型コロナウイルスへの感染が考えられる体調不良の症状がある場合。

* ②の場合について、児童自身が「濃厚接触者」である場合は、登校を控えてください。同居家族のみが「濃厚接触者」である場合は、状況によって異なります。学校にご相談ください。

* ⑤の場合については、体調不良の症状がある方がかかりつけ医等を受診し、医師より感染症に罹患している怖れがないと診断されれば、この限りではありません。それでも、それが児童自身の場合、登校することは、体へ負担がかかる心配がありますし、免疫力が低下していることも考えられますので、慎重に検討してください。

* ⑤の場合について、症状がすぐに治った場合（例：夜に発熱し、翌朝解熱）でも、念のため1日程度、登校を控え、受診することをご検討ください。

- 4 基本、マスク着用は不要となりますが、咳やくしゃみの際には、「咳エチケット」を行うよう学校でも指導してまいります。ご家庭においても、お子様にお声かけください。なお、「咳エチケット」とは他の人に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖・肘の内側を使って、口や鼻をおおうことです。
- 5 児童生徒も教職員も、マスクを着用しても差し支えありません。児童のマスクの着脱については、ご家庭で話し合って決めてください。
- 6 給食当番・調理実習等、感染対策とは別の目的でマスク着用が必要と考えられる活動においては、コロナ禍以前同様にマスクを着用することとしていきます。

担当 教頭 平岩 聰美
電話 0565-28-5027